

令和7年3月改訂版_経営事項審査申請書作成の手引の主な変更点

手引き ページ	内容	改訂前	改訂後	備考
9	結果通知の通知日	(例) R5.12.11～R5.12.25が審査開始日の申請⇒交付日はR6.1.25 R5.12.26～R6.1.10が審査開始日の申請 ⇒交付日はR6.2.13 (R6.2.10～12が閉庁日のため) R6.1.11～R6.1.25が審査開始日の申請 ⇒交付日はR6.2.26 (R6.2.25が閉庁日のため)	詳細は下記の県ホームページをご参照ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/shinsei.html	例を削除し、県ホームページ(経営事項審査の日程表)のURLを記載
14	確認書類一覧(個人事業(青色申告))	青色申告書に添付した損益計算書の写し	確定申告書(第一表、第二表)及び所得税青色申告決算書	正確な書類名に修正
14	確認書類一覧(個人事業(白色申告))	所得税申告書の写し	確定申告書(第一表、第二表)及び収支内訳書	正確な書類名に修正
15	確認書類一覧(54 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用状況)	・別紙様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」	・別紙様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」 ・建設キャリアアップシステムへの現場・契約情報の登録が確認できる書類 ・措置実施工事の契約書	確認書類を追加
16	確認書類一覧(64 建設機械の所有及びリース台数)		※車検証に「土砂以外」の記載がある場合は、加対象外	ダンプに係る注釈を追加
17	確認書類一覧(64 建設機械の所有及びリース台数)	初回リースの場合のみ	初回リース時、契約更新時	リースの確認書類が必要な場合の修正
32	その他の審査項目(社会性等)【別紙3】(項番54)	※R5.8.14以降を審査基準日とする申請で審査対象となるため、それ以前は「3」を記入	削除	注釈が必要な期間は経過しているため削除
33	雇用保険加入の有無(確認書類)	例:審査基準日が令和5年4月1日～令和5年7月31日まで ⇒令和5年度第1期分 審査基準日が令和5年8月1日～令和5年11月31日まで ⇒令和5年度第2期分 審査基準日が令和5年12月1日～令和6年3月31日まで ⇒令和5年度第3期分	例:審査基準日が4月1日～7月31日まで ⇒第1期分 審査基準日が8月1日～11月31日まで ⇒第2期分 審査基準日が12月1日～3月31日まで ⇒第3期分	年を削除
34	健康保険加入・厚生年金保険加入の有無(適用除外の確認書類)	後期高齢者保険に加入している場合 「後期高齢者医療被保険者証」の写し	「国民健康保険被保険者登録事項証明書」等の写し	保険者証の廃止に伴い修正
37	CPD単位の計算式	＜各技術者ごとの計算式＞ (審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数) ----- × 30 別表に掲げるCPD認定団体ごとに掲げる数値(P38) (小数点以下切り捨て、上限30)	＜各技術者ごとの計算式＞ (審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数) × 30 ----- 別表に掲げるCPD認定団体ごとに掲げる数値(P38) (小数点以下切り捨て、上限30)	計算式を修正

手引き ページ	内容	改訂前	改訂後	備考
38	CPD単位取得数の算出方法	このときのそれぞれの「CPD単位取得数」は、 A: $8(\text{単位数}) \div 12((\text{一財})\text{建設業振興基金の算式用数値}) \times 30 = 19(19.999\dots)$ B: $15 \div 12 \times 30 = 37.5$ $37.5 \rightarrow 30$(上限が30) →よって、建設業者Sの「CPD単位取得数」は49($19+30$)で、項番49のカラムには49が入る。	このときのそれぞれの「CPD単位取得数」は、 A $\frac{9 \times 30}{12} = 22.5$ B $\frac{15 \times 30}{12} = 37.5$ $22.5 \rightarrow 22$(小数点以下切り捨て) $37.5 \rightarrow 30$(上限が30) →よって、建設業者Sの「CPD単位取得数」はA+B=$22+30=52$で、項番49のカラムには「52」が入る。	CPD単位取得数の算出方法の具体例を修正
41	二級登録経理試験合格者等の数(項番62)	二級登録経理試験の合格者等であつて、……翌年度の開始の日から5年経過していない者……を記入してください。	二級登録経理試験の合格者等であつて、……翌年度の開始の日から審査基準日までに5年経過していない者……を記入してください。	文言を修正
43	対象となる建設機械(表1)		※1 車検証に「土砂以外」の記載がある場合は加点对象外。 ※2 解体用機械については、ベースマシンと解体用アタッチメントの両方を重複して加点することはできません。	注釈を追加
51	技術職員の区分及び確認書類(注釈)	※3 R5年7月1日以降を審査基準日とする申請において申請可能です。	削除	注釈が必要な期間は経過しているため削除
51	技術職員の区分及び確認書類(注釈)		※3「064」:登録基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証に記載されている業種(主任技術者の要件を満たさない業種を含む)について、申請できます。	登録基幹技能者講習のうち、主任技術者の要件を満たさない講習についても加点对象であるため注釈を追加。
	様式集(建設機械の保有状況一覧表)(記載例)	審査基準日:令和4年9月30日	審査基準日:令和6年9月30日	日付を修正
	様式集(建設機械の保有状況一覧表)(記載例)	リース契約期間 R2.4.1～R7.3.31	リース契約期間 R4.4.1～R9.3.31	日付を修正